

愛称は「ぱすてる」に決定

高崎市児童相談所が開所します

高崎市児童相談所が10月1日に開所します。子どもたちが呼びやすく、明るいイメージを持って来てもらえるよう願いを込めて、愛称は「ぱすてる」と命名しました。市独自の児童相談所の設置は、中核市で6番目。児童虐待や子どもに関するあらゆる相談に、より迅速に対応し、市の子育て支援サービスなどを活用した適切な支援を行います。問い合わせは、高崎市児童相談所（☎027-345-5190）へ。

市ホームページ

虐待などへの迅速な対応が可能に 高崎の子どもは高崎で守る

児童虐待について、これまで
はこども救援センターが、県の
西部児童相談所と連携して対応
してきました。今後は、市が独
自の児童相談所を設置すること
で、虐待などの相談や通告窓口
を一元化。意思決定が市で行えるようになるため、虐待などへ
の迅速な対応が可能になります。



子どもの発達支援を行う部署を設置
これまで子どもの発達に関する相談窓口だったこども発達支援センターを同所に統合します。
子どもや家庭のさまざまな相談を受ける他部署や、保育所や学校などの関係機関と緊密に連携。早期支援につなげ、子どもや家庭を守る体制を作っていきます。

子どもに関するあらゆる相談を受け付け

主な相談内容	問い合わせ先
児童虐待に関すること ●虐待を受けているかもしれない子どもがいる ●子どもをたたいてしまう	こども救援課 救援担当 (☎027-345-5189、24時間)
家庭や子どもに関すること ●保護者が病気で子育てができない ●子育てに不安がある ●子どもが暴力をふるう、家出や万引をする ●子ども自身の悩み事	こども発達支援課 家庭支援担当 (☎027-345-5191)
子どもの発達に関すること ●落ち着きがない ●言葉が遅れている ●友達とうまく遊べない	こども発達支援課 発達支援担当 (☎027-345-5192)
里親に関すること	こども発達支援課 里親支援担当 (☎027-345-5193)
療育手帳に関すること	こども救援課 心理支援担当 (☎027-345-5194)
児童相談所全般について	こども発達支援課 総務企画担当 (☎027-345-5190)

高崎市児童相談所

所在地＝問屋町4丁目4番地1
JR高崎問屋町駅から徒歩2分
開所時間＝月～金曜、
午前8時30分～午後5時15分
(祝日、年末年始を除く)

周辺図



「虐待かも」と思ったら、迷わず連絡を

児童虐待は、子どもの心身を傷つけるだけでなく、命に関わることもあります。子どもを虐待から守るには、いち早く虐待に気付き行動することが大切です。そのためには、地域の皆さんの協力が必要です。
あなたの電話が救いの手に
児童虐待に関する相談件数が年々増加しています。

虐待は家庭内で起こることが多く、外から見えにくい
ため、発見が遅れてしまうことがあります。親はしつ
けのつもりでも、暴力や暴言は虐待です。ひどい泣き
声や怒鳴り声が聞こえる、不自然な傷があるなど、虐
待かもしれないと感じたら、迷わず下記の相談窓口
に連絡してください。

児童虐待相談窓口

こども救援課

☎027-345-5189

（24時間）

児童相談所全国共通ダイヤル

☎189（24時間）

住んでいる地域の児童相談所につながります

連絡した人のプライバシーは守られます

身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（面前DV）など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

児童虐待とは？

里親になりませんか 問/こども発達支援課 ☎027-345-5193

里親制度は、親の病気や虐待などさまざまな事情により、実家庭で暮らせない子どもを自分の家庭に迎え入れて育てる、子どものための制度です。
里親になりたい人や興味がある人は、同課に問い合わせてください。



里親の種類			
養育里親	養子縁組里親	専門里親	親族里親
養子縁組を目的とせず、一定期間子どもを預かり、養育する里親	養子縁組（基本的には特別養子縁組）によって法的な親子関係を築くことを希望する里親	虐待を受けた子どもなど、専門的なケアを必要とする子どもを一定期間預かり、養育する里親	祖父母などの扶養義務者とその配偶者が子どもを養育する里親

療育手帳の判定機関が変わります

問/こども救援課 ☎027-345-5194

療育手帳は、知的障害のある人が手当や制度などを利用するために交付される障害者手帳の一つです。
10月1日以降、市内在住の17歳以下の人の知的障害の判定は、高崎市児童相談所で行います。初めて判定を受ける人や、これまで西部児童相談所で判定を受けてきて再判定を希望する人は、こども救援課へ問い合わせてください。

申請窓口は
市役所1階障害福祉課